

令和3年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業の 助成金交付について

〔助成対象活動実績報告書の提出〕

1. 提出期限

助成対象活動完了の日から1ヶ月以内に実績報告書および助成金交付請求書を提出してください。ただし、最終提出日は**令和4年3月15日（火）（厳守）**となります。期日を過ぎると助成金の取消や返還を求める場合もありますので、遅れないようご提出ください。

2. 提出物

・ **実績報告書**（第8号様式）・・・・・・・・・・1部

・ **事業報告書**（第9号様式）・・・・・・・・・・1部

添付資料として、**チラシ、プログラム、配付資料、図録等の印刷物、写真、新聞・雑誌等の掲載記事**など、事業実施ならびに内容がわかるもの

・ **収支報告書**（第10号様式）・・・・・・・・・・1部

添付資料として**支出における領収書の写し**

〔助成金額の確定及び通知〕

「実績報告書」提出後、内容を審査し、特に問題のない場合は助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書通知いたします。

助成金額の確定後、**助成金交付請求書**（第12号様式）をご提出ください。請求書に基づき、指定口座に振り込みます。

〔関係書類の保管〕

助成を受けた団体等は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および領収書等の証拠書類を、**助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください**。当事業団への提出書類についても、**必ず写しを取り保管してください**。

〔注意事項〕

助成対象活動に変更が生じることが分かった場合（**活動の中止、活動日・期間の変更、活動内容の変更、収支予算の大幅な変更があった場合**など）は、あらかじめご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。なお、変更の内容によっては、助成金の交付をしないことや減額することもあります。

〔助成金交付に係る事務手続きの流れ〕

